

船舶事故調査報告書

平成30年12月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月22日 02時10分ごろ
発生場所	長崎県平戸市度島東方沖 崎瀬鼻灯台から真方位098° 1.3海里（M）付近 （概位 北緯33° 26.2′ 東経129° 34.4′）
事故の概要	遊漁船久伸丸は、錨泊中、また、漁船天成丸は、南東進中、両船が衝突した。 久伸丸は、釣り客1人が負傷し、船尾部ブルワークの破口等を生じ、また、天成丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 久伸丸、4.9トン NS3-506772（漁船登録番号）、個人所有 12.62m（Lr）×2.71m×0.83m、FRP ディーゼル機関、405.0kW、平成12年7月7日 第290-54253号（船舶検査済票の番号） B 漁船 天成丸、4.8トン SA3-23492（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×2.50m×0.80m、FRP ディーゼル機関、316kW（動力漁船登録票による）、昭和61年2月26日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年5月21日 免許証交付日 平成29年1月17日 （平成34年5月20日まで有効） B 船長B 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年1月30日 免許証交付日 平成27年11月24日 （平成33年10月16日まで有効）

死傷者等	A 軽傷 1人（釣り客） B なし
損傷	A 船尾部ブルワークに破口、オーニング支柱に曲損等 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、平成30年6月21日18時00分ごろ、長崎県松浦市星鹿漁港を出港した。</p> <p>A船は、平戸市^{あづちおお}的山大島東方沖で遊漁を行った後、釣り場を移動し、21時30分ごろ、度島東方沖で船首部から錨を投入して遊漁を再開した。</p> <p>船長Aは、主機を中立運転として白色全周灯1個を表示したほか集魚灯2個を点灯し、船首を東方に向け、レーダーを待機状態として操舵室内の床に座っていたところ、22日02時10分ごろ、船尾方からの衝撃を感じ、操舵室から後部甲板に出て、A船の船尾部とB船の船首部とが衝突したのを認めた。</p> <p>A船は、船長Aが、釣り客の負傷状況を確認した後、携帯電話で自宅に本事故の発生を連絡するとともに海上保安庁への通報を依頼し、釣りざおの収納及び揚錨を終えて船長Bに星鹿漁港に向かうよう声を掛け、B船を先導して同漁港に帰港した。</p> <p>釣り客のうち1人（以下「釣り客A」という。）は、衝突の衝撃で横向きに転倒して右腕に腫れと痛みがあり、船長Aから帰宅後速やかに病院で受診するように促され、後日、病院で受診し、右上腕打撲と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、21日15時30分ごろ、佐賀県唐津市^{たかくし}高串漁港を出港した。</p> <p>B船は、度島北方沖の漁場で錨泊して操業を行った後、船長Bが、^{あづち}的山大島南方沖に南東進する大型船の灯火を認め、22日01時56分ごろ、松浦市^{つぎのかわ}調川港の魚市場に向けて同漁場を出発した。</p> <p>B船は、船長Bが、法定灯火を表示し、0.75Mレンジでヘッドアップ表示としたレーダーを作動させ、自動操舵で津崎水道^{つさき}に向く針路を設定し、約9ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長Bは、平戸市^は羽島北東方沖で、漁場出発時に認めた大型船がB船の左舷方をB船と同程度の速力で同航していること、また、船首方に集魚灯を点灯したA船を認め、A船の南方に針路を向けるつもりで、自動操舵装置の針路設定ダイヤルを少し右に回して航行を続けた。</p> <p>船長Bは、左舷方の大型船の動きを目視等で確認しながら南東進していたところ、衝撃音を聞くとともに船首方に集魚灯の明かりを認め、A船と衝突したことに気付き、主機を中立運転とした。</p>

	<p>B船は、船長Bが、携帯電話で自宅等に本事故の発生を連絡した後、A船の揚錨が完了するまでA船の近くで漂泊して待機し、A船に先導されて自力で星鹿漁港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船船尾部の損傷状況、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、水深約22mの場所で、重さ約45kgの錨を船首部から投入し、錨索を約25m繰り出して錨泊していた。</p> <p>船長Aは、甲板上で釣り客の対応をしながら、時折、目視で周囲の見張りを行っていたが、釣り客の対応が一段落した後、操舵室内で床に座って待機し、集魚灯を点灯しているA船を他船が避けると思っていたので、船室の窓越しに船首方の見張りのみを行っていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、錨泊して遊漁を行う際、レーダーを待機状態としていた。</p> <p>A船は汽笛を装備していた。</p> <p>遊漁船業の適正化に関する法律に基づくA船の業務規程には、航行中又は採捕中において船長が遵守すべき事項として、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努める旨が定められていた。</p> <p>A船の釣り客は、3人ずつ両舷に分かれて釣りを行っていた。(図1参照)</p> <div data-bbox="692 1115 1422 1256" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 A船の釣り客の位置</p> <p>A船は、左舷船尾部、右舷船尾部及び左舷中央部の釣り客3人が、減速しないまま接近するB船に気づき、左舷中央部の釣り客が、左舷船首部の釣り客にB船のことを伝え、衝突の直前、船尾部の釣り客2人が船首方へ退避するとともに「当たる」と声を上げ、左舷中央部及び左舷船首部の釣り客が身構えて衝突の衝撃に備えた。</p> <p>釣り客A及び右舷中央部の釣り客は、退避した釣り客の声を聞いたものの、何もすることができずに衝突の衝撃で船尾方に飛ばされて転倒した。</p> <p>釣り客6人は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、集魚灯を点灯したA船を船首方に認めて自動操舵装置の針路設定ダイヤルを少し右に回した後、左舷方の南東進する大型船の動きに注意が向いていたので、A船の存在を失念したと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、度島東方沖で錨泊中、船長Aが、集魚灯を点灯しているA船を他船が避けると思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船がA船を避けずに接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、度島東方沖を南東進中、船長Bが、船首方に集魚灯を点灯しているA船を認めた後、左舷方の南東進する大型船の動きに注意を向けてA船の存在を失念し、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、度島東方沖において、A船が錨泊中、B船が南東進中、船長Aが、集魚灯を点灯しているA船を他船が避けると思い、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、左舷方の南東進する大型船の動きに注意を向けてA船の存在を失念し、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錨泊中においても、他船が避けてくれると思わず、レーダーを活用した上で、随時、周囲の見張りを適切に行い、また、接近する船舶に対しては、適切な時機に音響信号を行って注意を喚起すること。 ・ 航行中は、特定の方向に注意を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

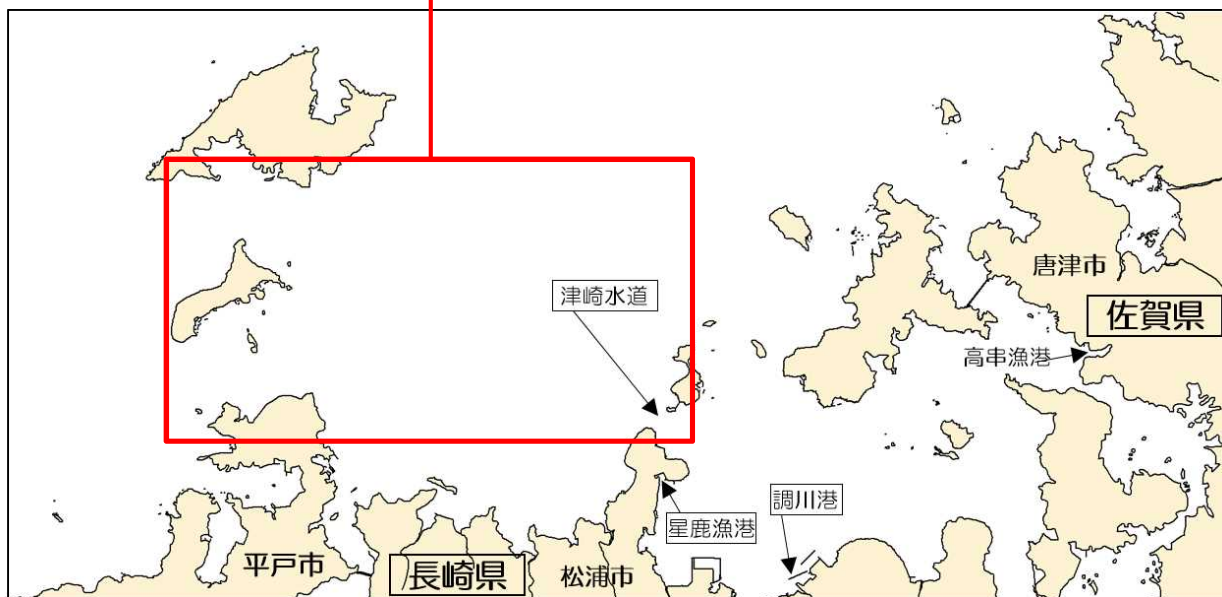
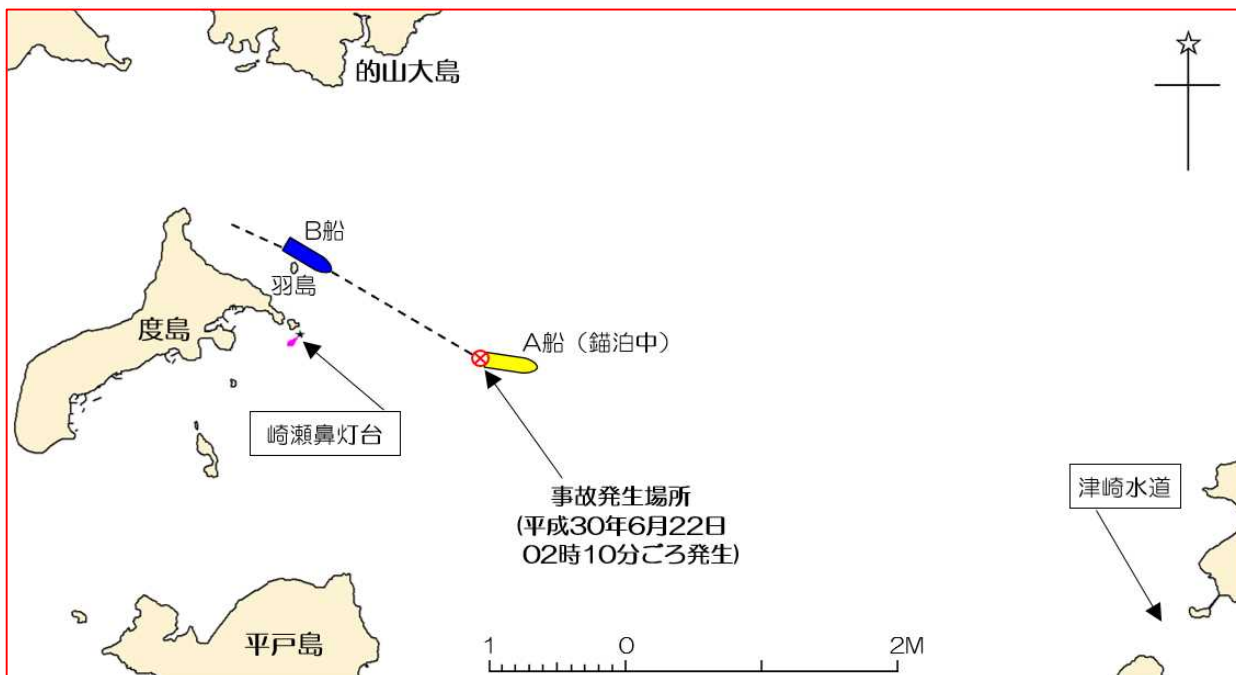


写真1 A船

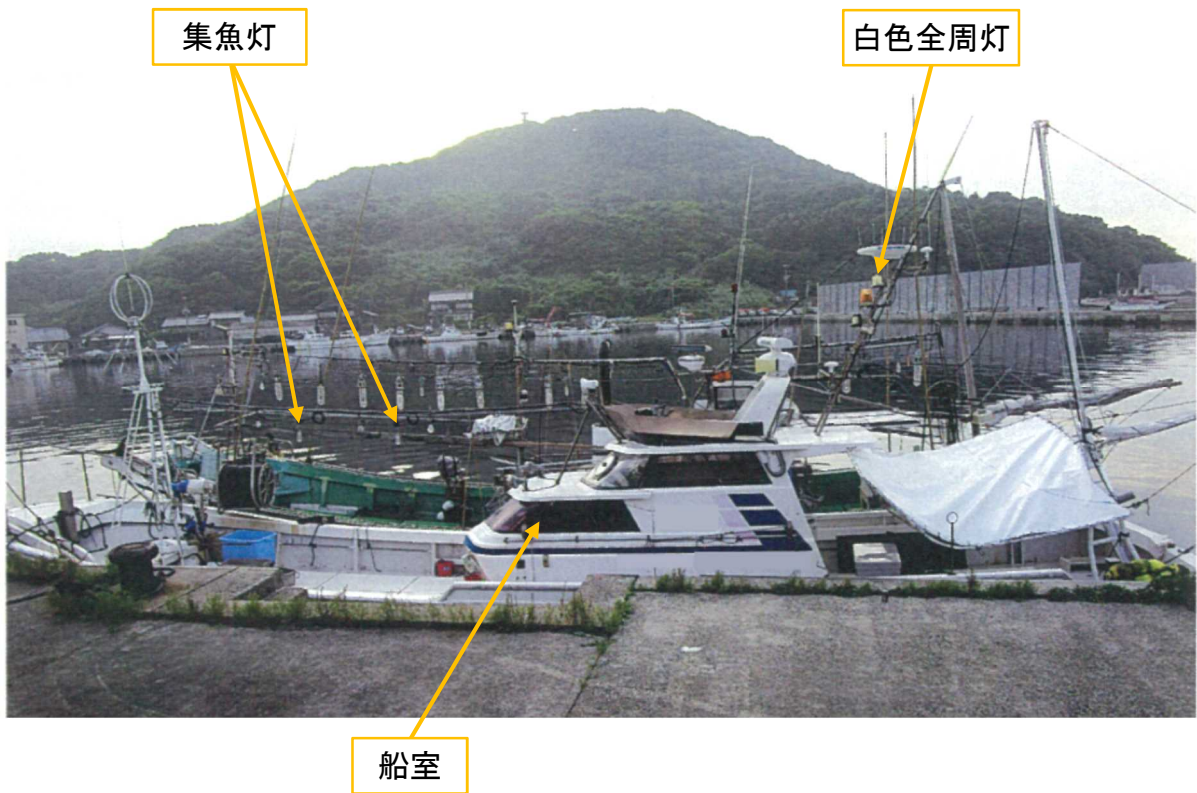


写真2 A船船尾部の損傷状況



写真3 B船

